

石綿対策全国連絡会議第12回総会議案

1998.11.6 東京 渋谷勤労福祉会館

1997年度活動報告

A. 国際的な状況

昨年9月13-16日、ILO (世界労働機関) の第9回国際職業性呼吸器疾患会議が、千名をこす各国の政労使の代表、研究者たちが世界中から京都に集まって開催されました。以前は国際じん肺会議と呼ばれていたこの会議がアジアで開催されたのは、1930年の第1回会議以来初めてのことでした。

この会議でもあらためて、今日世界的にアスベスト問題に取り組むことの重要性が強調されました。(工業国での詳細な調査で)成人男性の20-40%が作業中に石綿曝露があった職種についていたと回答しています。西ヨーロッパや北アメリカ、日本やオーストラリアでは、アスベストの使用は1970年代にピークに達しましたが、現在、約8億人の人口に対し、毎年1万人の中皮腫(胸膜や腹膜にできるがん)と2万人の石綿関連肺がんの発生があると予測されていると報告されています。

労働衛生問題としての珪肺を2015年までに撲滅する、撲滅できる、としていることと対照的に、アスベスト被害発生の本格化は、まさに現在およびこれからの問題であると警告しているのです(中皮腫、肺がんとならびアスベスト被害の代表とされる石綿肺も、珪肺も、じん肺の一種です)。いまや、アスベストは最大の Industrial Killer になっていると言っても過言ではありません。

このような状況を反映して、アスベストの製造、使用、流通を禁止しようという世界的な動きが大きく加速されてきました。

アスベストの主なタイプとして、クロシドライト(青石綿)、アモサイト(茶石綿)、クリソタイル(白石綿)の3つありますが、より有害性の高い前二者の方から順に実際に使用されなくなり、規制も導入されてきた結果、現在市場に出回っている問題になっているのはクリソタイル(白石綿)です。例えばイギリスでは、クロシドライトの輸入禁止が1972年、アモサイトの輸入禁止が1980年、その後、1991年にEC(欧州共同体)が法律(指令、91/337/EEC)でクロシドライトとアモサイトの全面禁止およびクリソタイルについても玩具等一定の用途向けの禁止を導入してから、イギリスでも1992年のアスベスト(禁止)規則でその内容が追加されています。さらに、クリソタイルの全面(原則)禁止の導入に踏み切る国が増えてきています。

ヨーロッパでは、フランスが1997年1月1日からついにアスベスト(クリソタイル)の全面(原則)禁止に踏み切りました(負荷の大きいトラックのブレーキ・ライニング、防火服等のごくわずかの例外あり)。これはEU(欧州連合)加盟15か国中8番目になります(それ以前に禁止した7か国は、オーストリア、デンマーク、フィンランド、スウェーデン、オランダ、ドイツ、イタリア。EU未加盟のスイスとノルウェーの2か国も禁止しています)。フランスなどでは、合わせて、すでに建築物に使用されてしまっているアスベストの調査および除去を、官民、個人所有を問わず全国的に、段階的に実行することとされています。

1998年に入ってから、2月に、ベルギーがアスベストの原則禁止に踏み切りました(EU15か国中9番目)。クロシドライトとアモサイトの即時禁止、クリソタイルについても最長2002年まで(重工業設備等の摩擦材、高温・高圧工業用のパッキング・ライニング等が該当)の段階的原則禁止です。さらに同じく2月に、ECが、

車両用のブレーキ・ライニングへのアスベスト(クリソタイル)の使用を段階的に禁止する法律(指令、98/12/EC)を導入しました。さらに先立ち、イギリス政府は、イギリスがEU閣僚会議の議長任期を務める1998年前半(1-6月)のうちに、EUおよびイギリス国内におけるアスベスト(クリソタイル)禁止を導入する意向を表明しました。

このような動きに驚いたカナダ、ブラジルなどを中心としたアスベスト生産(産出・輸出)国と世界のアスベスト企業は、必死の巻き返しを図っています。フランスのパリに本部を置いていた国際石綿協会(AIA)は、フランスのアスベスト禁止によって撤退を余儀なくされ、カナダのモントリオールに本部を移し、昨年9月には「クリソタイル・アスベストの管理使用に関する国際会議」を開催するなどあわただしく動いています。ベルギーやイギリスに対しても硬軟両面の圧力をかけ、イギリスがアスベストを禁止したらWTO(世界貿易機関)に提訴する、あるいは「狂牛病」のビーフの輸入を禁止する等と脅して、一度は(3月)イギリス国内における禁止導入計画の発表を挫折させたと伝えられています。

そして今年5月28日に、カナダ政府は、フランスのアスベスト禁止措置を技術的貿易障壁(TBT)であるとしてWTOに正式に提訴するにいたりました。WTOのルールでは、紛争解決処理手続の第1段階は当事国間協議で、60日以内に協議による解決ができない場合には、提訴国は小委員会(パネル、2審制)の設置を要請することができ、その要請がなされると一定のタイムスケジュール内に関係国を拘束することになる解決が図られることとなります(図参照)。カナダ政府は、10月7日になって、当事国間協議では双方が満足する解決策を見出せなかったとして、パネルの設置を要求することを発表しました。

カナダによるWTO提訴が恫喝から行動に移されたにもかかわらず、イギリスでは8月18日に、HSC(安全衛生委員会、政労使三者構成)が、アスベスト(クリソタイル)の全面(原則)禁止を提案するという決定に踏み切りました(EU15か国中10番目)。これは、ごくわずかな、期間限定付きの例外を除いて、アスベスト(唯一使用が認められているクリソタイル)の全面禁止するという提案です(別添の提案内容を参照)。

さらにヨーロッパレベルEUとしての禁止導入の準備があらためて本格化しているという状況です(9月15日に、欧州委員会の科学専門委員会は、利用可能な代替品はクリソタイル・アスベストより有害性リスクが低いとする結論を下し、ヨーロッパの労働組合等は「これで最後の障害が取り除かれた」と歓迎しています。)WTO提訴に各国が個別に対応するという状況を変えるためにもこの動きは加速されると思われます。

アスベスト禁止反対派は、従来からの「管理して使用すれば安全」、「他のアスベストと違って)クリソタイルは安全」という主張に加えて、最近では、「代替品の安全性が確認されていないのに禁止するのは問題」

とい議論で、EUにおける議論を揺さぶっていました。しかし、アスベスト(クリソタイル)の危険性についての新たな知見を待つ必要性は存在せず、代替品はクリソタイルよりも相対的に安全であることをあらためて確認する科学レポートも相次いでいます。フランス、イギリスやEUでの動きはこれらの科学的知見を踏まえたものです。

世界のアスベスト総生産(産出)量は、1970年代後半に約550万トンとピークに達しました。その後は減少を続け、一度もちなおして1988年に約430万トンの第2のピークに戻したものの、現在では300万トン程度と思われます。1991年の総生産量349万トンの生産国別内訳は、旧ソ連200万トン、カナダ67万トン、ブラジル21万トン、ジンバブエ16万トン、中国15万トン、南アフリカ15万トン、ギリシャ6万トン、インド3万トン等となっています(上位6か国で全体の約99%)。

これに対して、アスベストを禁止したフランスにおける直前の年間使用量は約5.5万トン、イギリスでは1997年には年間5千トンを割っています。1970年代に約80万トンと世界最大の使用量を誇ったアメリカではEPA(環境保護庁)によるアスベスト禁止の導入が、手続の不備を理由に失敗させられてしまったものの、すでに年間2万トンほどに激減しています。

なお、ヨーロッパにおけるアスベストの使用用途は、85%がアスベスト・セメント製品、9%が摩擦材(friction)、残り6%が織物、シール材、ガasketその他、と伝えられています(イギリスでも約80%がアスベスト・セメント板と摩擦材とされており、前述の禁止提案では、アスベスト・セメント板は全面的に禁止されることとなります)。

欧米の市場価値がそれほどわずかなものであるにもかかわらず、カナダをはじめ産出国がアスベスト禁止を阻止しようとしているのは、残された巨大市場である日本や今後の市場拡大を狙っている開発途上国への波及効果を何よりも恐れているからです。

韓国で、1993年に石綿繊維製造労働者の肺がんが初めて労災認定され、昨年悪性中皮腫第1号が造船労働者で認定されたと伝えられています。台湾では、1980年代以前に世界トップシェアを誇っていた船舶解体業に従事していた労働者の石綿肺を、厚生省が1996年に第1号認定。フィリピンでも、閉鎖された元スービック米海軍基地労働者に多数の被害が発生しているなどという情報が伝わり始めてきています。

アスベスト禁止が日本を含めた国際的流れとなっていくのか、欧米等での被害がアジアや他の開発途上国で繰り返されるのか、きわめて重要な時期を迎えていると言えそうです。

なお、アスベスト禁止を実現するまでの各国の労働組合や市民団体、専門家、政治家、マスコミや行政等の果たした役割はぜひ学ばなければならないものであり、「1.6 アスベスト(石綿)禁止を求める国際交流集会」での報告でその一端が紹介されると思います。ここでは、IFBWW(国際建設・林産労働組合連盟)やETUC(ヨーロッパ労連)などの国際的な組織がアスベスト禁止促進の方針を表明するようになっていくこと、カナダのWTO提訴に対して国際的に抗議行動が取り組まれていることを報告しておきます。

B. 日本における状況

日本では、石綿対策全国連絡会議が結成されたのが1987年11月14日ですが、その翌年1988年の日本のアスベストの年間輸入量は320,393万トンでした(日本ではほとんど全量を輸入に頼っています)。日本における使用(輸入)量のピークは1974年の352,110トンで、その推移は上述の世界の総生産量の推移と似たような経過をたどっており1988年は第2のピークとなりました(図参照、単位は万トン)。

石綿対策全国連絡会議では、結成以来、当時はあまり知られていなかったアスベストの有害性と健康被害実態について広く訴え、アスベスト規制の強化とノンアスベスト製品への代替化、既存建築物等に使用されているアスベストの安全な除去、被害者の救済と労働者、住民の取り組みの促進などを推進してきました。

1990年1月19日には「アスベスト対策の政策提言」を発表し、アスベストの原則禁止を議員立法で実現

しようと「アスベスト規制法」制定運動に取り組みました。度重ねての集会、政党・各省への要請、各自治体議会での意見書採択運動、署名運動等を行い、1991年4月24日には63万人のアスベスト規制法制定を求める署名を提出しました。1992年3月には「石綿の規制等に関する法律案要綱」、4月には「石綿の規制等に関する法律案」を作成し、12月3日に社会党(当時)からの議員立法で衆議院に提出されました。しかし、第125臨時国会の会期末、議院運営委員会での自民党の反対により審議されずに廃案とされてしま

いました。

けれども、発がん物質・アスベストの危険性の周知と潜在化していた被害者の掘り起こしを進める中で、労働組合や市民の取り組みを促進するとともに、以下のようなアスベスト規制の強化を実現させてきました。

1988年の作業環境測定基準の改正(作業環境におけるアスベスト粉じん管理濃度の基準値を5繊維/cm³から2繊維/cm³に 1991年には、日本石綿協会が作業環境におけるアスベスト粉じん管理濃度の自主基準値を1繊維/m³にしています)

1989年の大気汚染防止法の改正(アスベスト製品製造工場の敷地境界における濃度規制10繊維/リットル、公害防止管理者の選任規定)

1992年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正(廃アスベスト等を特定管理産業廃棄物に)

1992年の「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針」(1%超含有物に安全データシート(MSDS))

1995年の労働安全衛生法関係政省令の改正

(クロシライト・アモサイトの製造等の禁止 業界では1988年からクロシライトを、1993年からアモサイトの使用中止)

(1%超含有物に曝露防止対策(名称等の表示、局所排気装置等の設置、作業主任者の選任、労働衛生教育・作業環境測定・健康診断の実施、記録の30年間保存)の義務づけ)

(発じんしやすい場所での対策として、湿潤化に加えて、呼吸用保護具・作業衣の使用)

(建築物の解体・改修等の作業前の使用状況等の調査および結果の記録)

(建築物の解体・改修等の作業時における吹き付け石綿の除去作業場の隔離)

(耐火・準耐火建築物の解体・改修等の作業時における吹き付け石綿の除去作業前の計画の届け出(労働基準監督署))

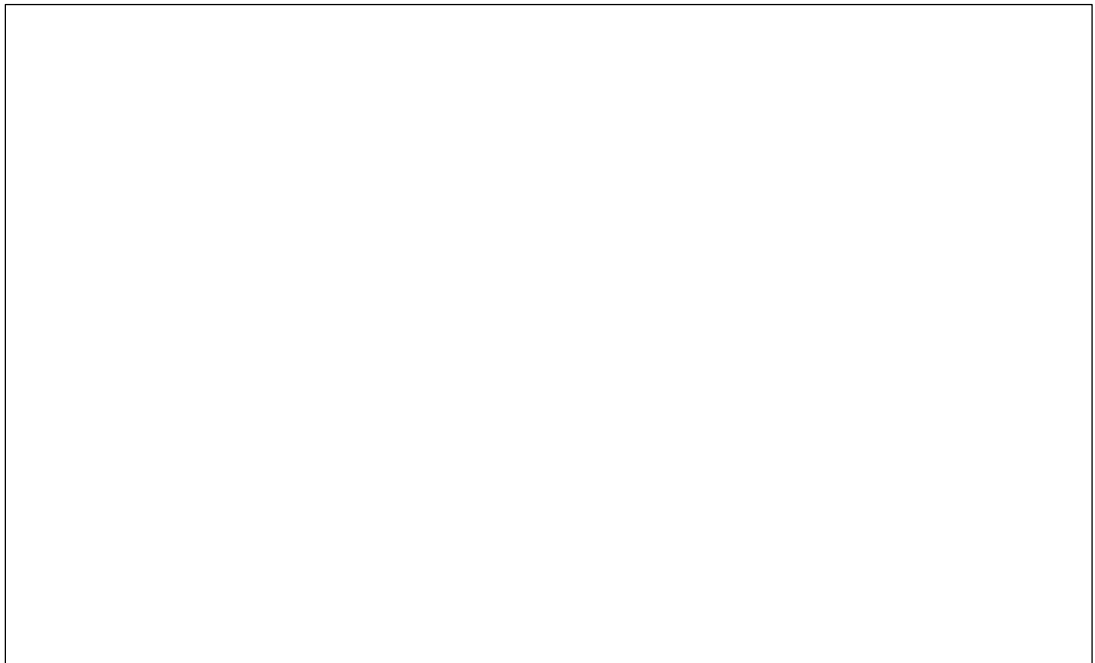
1996年の労働安全衛生法関係政省令の改正(退職後の健康管理のための健康管理手帳の交付対象業務に、石綿または石綿含有製品の製造・取り扱い業務を追加)

1996年の大気汚染防止法の改正(石綿が吹き付けられた一定規模の耐火・準耐火建築物の解体・改修等の作業前の計画の届け出(地方自治体)・作業基準の遵守の義務づけ等)

1998年の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律告示の改正(輸出入に当たって政府の承認が必要となる等の規制対象物質に廃アスベストを追加)

なお、クリソタイルに関しては、1975年の特定化学物質等障害予防規則の改正によって、吹き付けが原則禁止(全てのアスベストについて)されているほかは、使用制限はまったく行われていません。

このような積み重ねもあって、日本におけるアスベストの使用(輸入)量は漸減してきているとは言えるものの、しかし、1997年現在でも輸入量は176,021トン(ピーク時の半分)にのぼり、いま孤立無援のアスベ



スト使用大国といつてよい状況です。輸入先は、カナダ(45% 1994年、以下同じ)、南アフリカ(25%)、ジンバブエ(14%)、ブラジル(6.5%)、ロシア(5.4%)などとなっています。

日本におけるアスベストの用途は、不燃性、耐摩耗性などの特質を生かして工業原料として広範多岐にわたり、その製品は生活領域のすみずみにまで及んでいるといつて過言ではありません。石綿製品の種類は少なくとも3,000種類以上あったと言われていますが、実際の製品数はよくわかっていません。

1995年度の使用状況についてみると、いまや93%が建材製品に使われており、その内訳は、平板スレート(42.1%)、スレート(20.6%)、押出成形セメント板(18.4%)、バルブセメント板・スラグ石膏板(6.2%)、石綿セメントサイディング板(4.3%)、その他(2.4%)となっています。建材以外の石綿工業製品には5.6%が使用され、自動車摩擦材(2.9%)、ジョイントシート(1.4%)、その他(1.3%)という状況です(図参照)。

以前はあらゆる業種で使用されていたものの、現在はほとんどが建材で使用され、またしたがって、職場や家庭、生活の場、身の回りの建築物に大量に使われ続けているということでもあります。また、20～40年間もの潜伏期間の後に発症することの多いアスベスト関連疾患は、あらゆる業種の労働者に発症する可能性があり(現に発症しており)、今後最もリスクの高いのは建設、解体、補修に従事する人々と言えます。

職業病の認定件数でみると、アスベストによる肺がん、中皮腫は、1985年度以降2桁台になり1992年度以降は20件をこえて、1996年度で27件となっています(石綿肺については、毎年千件以上にのぼるじん肺のうちのどれくらいを占めるか明らかにされていません)。これ自体は、この間の各地における被害の実態の掘り起こしの成果ですが、氷山の一角しか明らかになっていないと考えています(石綿対策全国連絡会議では、1990・1991年に全国安全センターと協力して全国14か所で「アスベスト職業がん110番」を開設しています)。職業性曝露でない人々の被害の実態はまったくと言っていいほどわかっていない実態です。

なお、日本におけるアスベスト被害者による裁判(いずれも労働者にかかる損害賠償請求事件)は、これまで以下のとおりです。他に法廷外での損害賠償の和解も何件かあります。この事件では、被告会社に、退職労働者を対象にした労災保険給付に上積みする補償制度を作らせました。

日本アスベスト訴訟 原告：元労働者1名と死亡労働者の家族、被告：日本アスベスト(株)、トムレックス工事(株)、建築(アスベスト吹き付け)作業による石綿肺、1980.3.6 東京地裁において総額8,019万円で和解

長野石綿じん肺訴訟 原告：元労働者3名と死亡労働者の家族21名、被告：平和石綿(株)、朝日石綿(株)、国、アスベスト製品製造作業による石綿肺、長野地裁判決(国の責任は認めず)後1986.7.10総額1億8,000万円で控訴取下和解

菊地じん肺訴訟 原告：元労働者1名、1989.2.20 東京地裁において3,800万円で和解

横須賀石綿じん肺訴訟 原告：元労働者8名、被告：住友重機械工業、造船作業によるじん肺(石綿肺)、1997.3.31 横浜地裁横須賀支部において総額1億400万円で和解

大内石綿肺がん訴訟 原告：死亡労働者1名の家族、被告：住友重機械工業、造船作業による石綿肺がん、1997.10.17 横浜地裁横須賀支部において和解

四国電力西条火力発電所事件 被告：死亡労働者1名の家族、被告：四国電力(株)、火力発電所元労働者の中皮腫ないし肺がん、1993.11.16 松山地裁に提訴、係争中

C. 1997年度の活動報告

1. 第11回総会「アスベストをめぐる国際情勢に関する学習会」

1997年11月13日に東京・自治労会館において第11回総会を開催。総会后、イギリスやフランスにおけるアスベスト禁止をめぐる最新の動向についての学習会を開催しました。

1997年1月1日からアスベスト禁止を実施したフランスのその後の情勢について、市民エネルギー研究所の真下俊樹氏から、また、イギリスにおける状況について、神奈川労災職業病センターの川本浩之さんから、それぞれ報告してもらいました。

2. 宣伝 広報活動

「アスベスト対策情報」は今期、No.23(1997年12月20日発行)およびNo.24(1998年7月1日発行)の2号発行しました。

アスベスト禁止をめぐる国際情勢については、上述の学習会の内容を、「アスベスト対策情報」No.23で紹介し、No.24では、さらにその後の国際情勢についても紹介しています。また、全国安全センター(<http://www.jca.ax.apc.org/joshrc/>)の機関紙「安全センター情報」(月刊)では、1998年5月号から「ドキュメント/アスベスト禁止をめぐる世界の動き」というコーナーを設け、毎号、関係情報や資料を翻訳して紹介するようになっています。アスベスト根絶ネットワークの機関紙「アスネット」やアスベストについて考える静岡県民の会「ペパフィルター」のホームページ(<http://plaza.across.or.jp/hepafil/>)などでも、国際情勢やその他役立つ情報、取り組みの報告等を紹介しています。

一般のマスコミではまったく報じられてこなかったため、石綿対策全国連絡会議とその加盟団体による広報が唯一のものとなりました。これは一方で、マスコミ対策の不十分さを反映したものであると反省しています。

「アスベスト対策情報」では他に、第11回総会議案、後述の関係省庁交渉の記録、アスベスト・フェルト材問題、じん肺・アスベスト被災者救済基金(横須賀)などについて紹介しました。

第11回総会の方針では、石綿対策全国連絡会議のホームページの開設、ノンアスベストフェアおよび/またはノンアスベスト製品のカタログ作成や代替製品情報のホームページ上での紹介を掲げていましたが、今期実現することはできませんでした。

3. 業界等への働きかけ

建材分野での代替化を促進するためには、市民に対する広報だけでなく住宅販売、設計業界等が積極的に取り組んでいくことが重要です。…『環境住宅』が流行のようになる中で何が環境にやさしい住宅かという議論も活発になっていますが、住宅のノンアスベスト化は、即実現可能で、誰にもわかりやすい『環境住宅』です。」(1997年度運動方針)

以上のような観点で関係業界に対する働きかけを行いました。ノンアスベストフェア開催の実現に向けては、ノンアスベスト製品製造業者への要請および数社と面談しました。ノンアスベスト製品への需要が伸びるためにはさらに強力な世論の喚起が必要なことなどが話し合われましたが、建設需要全体が大きく冷え込んでいる業界全体の状況も聞かされました。そのためもあってか、ノンアスベスト製品カタログを作成するために、全建総連と協力して各建材メーカーに協力要請を発送しましたが、製品カタログ・見本等が新たに送られてきたのは少数にとどまりました。

4. 行政への働きかけ

今年度も関係省庁等との交渉を1998年4～5月に実施しました。〈詳しい交渉内容の報告は、『アスベスト対策情報』No24に掲載しています。

今回、A. で述べたような国際情勢に対する各省庁の認識を質しましたが、それなりに情報をもっていたのは、日本石綿協会から聞いたという通産省だけでした。

他の省庁は、さらなる規制の強化やアスベストを禁止するためには、「新たな知見があれば」という従来への対応にとどまり、要するに積極的な姿勢はもっていないということです。

環境庁

一定規模の耐火・準耐火建築物の解体・改修等の作業前の計画の届出、作業基準の遵守等を義務づけた大気汚染防止法の改正が1997年4月1日から施行されました。これは住民の健康対策の観点からの措置ですが、労働者の健康対策の立場から先行して同様の届出制度(若干対象範囲は異なる)を実施している労働省と相互に連携しながら制度の徹底を図ることを環境庁、労働省双方に求めました。この点では、環境庁の方がやや積極的で、関係する労働基準監督署と協力して成果をあげた自治体の事例などを紹介していくとのことでした。

環境庁では、改正大防法の施行にあたって、自治体担当者向けに「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を作成しました。4月24日の交渉で、今年度はこれをリニューアルして市販したいとの意向が表明されたので、市販する前に内容をチェックし、意見を提出する機会を設けるよう要請しました。これは実現して、8月6日には訂正・強化すべき事項をまとめて提出しました。

前年度指摘した「吹き付け石綿」および「石綿含有吹き付けロックウール」の商品名の列挙に脱落がある点については、私たちの指摘どおりに追加されました。しかし、アスベストを最大20%以上も含有した「ひる石吹き付け」商品が抜けていること。その背景には、吹き付け石綿は1975年以降は使用されておらず、アスベスト含有率5%未満の吹き付けロックウールがその後1980年まで使用され、1980年以降は一切ないという業界の説明を真に受けていることが問題、などの指摘を行ったところです。

改正大防法の適用対象を吹き付けアスベスト以外のアスベスト含有建材にも拡大せよとの要請に対しては、地方自治体の環境部局が「未知の分野」である建築物の解体・改修に手を染めた初めての経験であり、ともかく新制度の周知・徹底を図ってからのことということでした。

環境リスクの新たな管理手法として法制化も急浮上しているPRTR(環境汚染物質排出・移動登録)制度の対象にアスベストを含めることを、環境庁、通産省双方に要請しました。とくに今年度パイロット事業を開始した環境庁には、なぜアスベストが対象にならなかったか質しましたが、納得のいく回答は得られませんでした。

労働省

今年度の省庁交渉では、労働省が最もこれまでの経過・蓄積が継承されておらず、まったく前向きな回答が得られませんでした。

労働省は1996年に、退職後の健康管理のための健康管理手帳の交付対象に、一定の条件を有するアスベストまたはアスベスト含有製品の製造・取扱業務に従事していた労働者を追加しました。この手帳所持者は、1997年末時点で100件程度であるとのことですが、これは交付要件を満たす者のごくわずかかではないことは明らかです。手帳所持者が無料で健康診断を受けられる医療機関が、都道府県労働基準局長が指定した各県2、3か所に限定されていることが、清野を活用を妨げているネックの大きなひとつだとして、その拡大を求めたことも焦点のひとつでしたが、「限られた人的資源と予算」を盾に否定的な答弁でした。

建設省

48年ぶりに建築基準法の抜本改正が行われ、2年以内に技術基準の細部を策定して施行されることになっています。改正内容の柱のひとつが例示規定から性能規定への転換ということであり、この機会に法令で要求する仕様からアスベスト含有製品を一掃するように求めてきました。

問題になるのは告示レベルで、例示仕様として典型的な例はあらかじめ告示し、他は個別に認定して告示することになる。告示に書かれていないと使用できないことになってしまう。JISが石綿という表示をやめてきていることも参考になるが、逆に書いていないことで石綿含有の有無を隠すことになってしまっても問題があり、全体で扱う件数が膨大なだけに判断が難しいこともある」という回答でしたが、施行に向けてさらに詰めていく必要があります。

なお、建設省では、自らの「建築・改修工事共通仕様書」を1997年度に改定し、「吹き付けアスベストの除去及び封じ込め工事」という特別の章を新たに設けて、適切に実施されるよう対応しているとのことであり、この内容は「アスベスト対策情報」No.24で紹介してあります。

通産省

通産省では、1998年春に、アスベスト含有建材を生産している主要大手メーカー2社にヒアリングを実施したとのことですが、これは通産省と交渉を開始してから初めてのことです。両社とも、無石綿製品の開発が重要という認識は持っていたとのことですが、通産省の強力な指導、さらに進めて立法的な対応が強く望まれます。

また、今回は初めて工業技術院も同席し、JIS規格からアスベスト含有製品を一掃し、ノンアスベストを明示するよう要請しました。工業技術院の立場としても、ノンアスベスト促進は基本的な方向として賛成。JISにおいても、A4320 けい酸カルシウム板 TYPE 2 など、取り入れつつあるが、強度、品質上の問題から代替品のないものもある。代替品の研究開発の状況等をみながら対処していく、との回答でしたが詰めた議論が必要と思われます。

国際情勢の推移等ををらんで通産省の姿勢がいくらか変わったようにもみえるものの、削減に向け努力していきたいとは思っているが、基本的には管理に安全を期していくという立場です。

東京都

今年度は久しぶりに東京都との交渉を実施しました。川崎市、神奈川県におけるアスベスト吹き付け剤以外のアスベスト建材 具体的にはアスベストフェルト材をめぐる地方自治体レベルでの動きの進展があったからです。

1987年頃、学校における吹き付けアスベスト対策が社会問題化し、全国の多くの自治体において、学校や他の公共建築物における吹き付けアスベストの使用実態の調査とその撤去が進められました。しか

し、前述の環境庁の項でふれた業界情報から1980年以前に工事が実施された建築物だけに限定したりアスベスト吹き付け材だけを対象にしたところがほとんどです。

1997年春に川崎市の市立保育園の修繕に当たり劣化して飛散するおそれの高い耐火用のアスベストフェルト材が見つかって大問題になりました。川崎市ではこれをきっかけに再調査を実施したところ8つの施設で見つかり吹き付けアスベスト除去と同様の対策をとった除去工事を実施するとともに1998年5月には新たな「川崎市アスベスト(石綿)対策推進方針」も策定されました。関係団体の働きかけにより神奈川県としても同様の調査を実施することになりその結果、県立高校の体育館など30棟にアスベストフェルト材の使用が確認されました。神奈川県教育委員会では、剥離して大気中に飛散した例は確認されていない、老朽化の度合いに応じて順次対応する」としていますが、吹き付け以外のアスベストの使用実態の緻密な調査と除去などの迅速な対応が求められています。

東京都に対しても同様の対処を求めたわけですが、1988～1994年度にかけて行ってきた調査では施工時期も限定せず「保温材として使われている被覆材等」も対象としてきたが(347施設で確認し、面積率で83%処理済み)指摘を受けてあらためて今年度中にも再調査を実施したいと回答しました。

このような取り組みは、改正大防法の対象をアスベスト吹き付け材以外のアスベスト含有建材へも広げていくうえでも重要と言えます。

5. 被災者、市民団体等の取り組みの支援

アスベスト被災者支援等の取り組み

全建総連の建設労働者の被害の掘り起こしや地域安全センターの相談活動などが継続されており石綿対策全国連絡会議としても様々なかたちでアスベスト被害者支援の取り組みに協力しています(労災認定件数のうちこれらの取り組みによるものがかなりを占めています)。

今年度特徴的な動きは、横須賀での取り組みです。横須賀石綿じん肺訴訟、大内肺がん訴訟が昨年相次いで解決しただけでなく被告会社における退職者の上積み補償協定が締結され、1997年11月にはじん肺・アスベスト被災者救済基金が設立されました(同基金から要請があり石綿対策全国連絡会議から事務局長が同基金の運営委員に加わっています)。1998年7月には、前年初めて行われたじん肺・石綿健康被害ホットラインを同基金が受け継いで実施し、57件の相談が寄せられています。

また、1998年4月には、元米海軍横須賀基地で働いていた退職者らが、在職中のアスベスト曝露による石綿肺や肺がんの損害賠償を求めて、横浜防衛施設局に日米地位協定に基づく民事特別法による請求を起こしました(同施設局は9月に不当な時効解釈を理由に全員の請求を拒否しました)。

市民団体等の取り組み

アスベストに対する市民の取り組みでは、アスベストについて考える静岡県民の会「ヘパフィルターとアスベスト根絶ネットワーク」が、昨年の環境庁との話し合いに続いて、通産省と代替化促進、JIS規格についての話し合いを独自に行っています。アスベストについて考える静岡県民の会「ヘパフィルター」では、(社)日本石綿協会に質問状を出し、回答をホームページに公開しています(<http://plaza.across.or.jp/hepafil>)。さらに、静岡県内の公共の建物の吹き付けアスベスト調査票を公開し、市民および行政の注意を喚起しています。船橋市では、昨年、公団立て替え工事の事前調査でアスベスト成形板が多量に見つかり住民の運動により負圧による撤去工事が行われています。世田谷区では、区立中学校の立て替え工事ともなう解体工事で、熱心な父母の働きかけで学校と教育委員会がやっと重い腰を上げ、アスベスト調査を行い、負圧工事を行うことを約束しました。公共工事では、市民の指摘を受け、アスベスト含有建材撤去工事が負圧で行われるようになってきました。

昨年、都内では、フジテレビ旧社屋解体工事、サンケイビル新館・別館解体工事が行われています。両工事とも、大量のアスベストが確認された工事で、フジテレビでは吹き付け材、含有建材のほかに飛散性

の高い耐火被覆材が使用されていました。空調ダクトのアスベスト含有パッキン、ボイラーの保温材の見落としがあり再調査を行っています。サンケイビルは、高層ビルの解体工事で、今後同様の工事が続くと思われ、通常「乾式吹き付け」アスベストではなく、1970年頃から著名な高層ビル（10階建て以上）に多く使われているという「湿式吹き付け」アスベストが使用されていました。

築地市場では、屋外のスレート屋根の撤去工事も負圧で行われましたが、波型スレート板に代替品が存在しないということで、アスベスト含有率5%未満の特注品で置き替えました。波型スレート板は以前ノンアスベスト製品があったのですが、代替化の後退が懸念されます。

6. 連絡先の住所・電話番号等の変更

全国連の連絡先にしている全国安全センターの事務所移転（6月21日）に伴い、連絡先住所・電話番号等が下記のとおり変更になりました。

新住所：〒136-0071 東京都江東区7-10-1 Zビル5階
TEL 03 3636-3882 / FAX 03 3636-3881

1998年度活動方針

1. はじめに

イギリスやヨーロッパ等でのアスベスト禁止の実現に向けた進展は、日本におけるアスベスト禁止の実現にとって重要なチャンスであると同時に、この波に乗れなければ日本は取り残されたままになるという懸念も大きいと思います。

それは、たんに日本国内にとどまるばかりでなく、アジアをはじめとした開発途上国におけるアスベスト禁止の帰趨にも大きな影響を与えることとなります。欧米での進展を日本につなげ、グローバルなレベルでのアスベスト禁止の実現に寄与していくためにも、一層の取り組みの強化が必要です。

2. 11.6集会

1997年度活動報告の「A. 国際的な状況」で概括したような、アスベスト禁止をめぐる急進展をする世界とわけヨーロッパの最新状況を広く知らせ、また、労働組合や市民団体等の取り組みの経験に学び、合わせて国際的な連携を強化していくために、「11.6 アスベスト(石綿)禁止を求める国際交流集会」を開催します。また、続けて開催される「11.10 大阪集会」、「11.11 広島(呉)集会」に協力していきます。

イギリスでの取り組みのなかで重要な役割を果たしているロンドンハザードセンターのミック・ホルダー氏をお招きして、報告をしていただきます。また、東京集会においては、川崎大気汚染公害裁判と1996年にフランスで始まったアスベスト裁判の比較研究のために来日中のポール・ジョバン氏からフランスにおける経験も報告していただく予定です。

なお、ミック・ホルダー氏を講師に、11.10大阪集会、11.12広島集会も開催されます。

11.6集会では、国際的連帯活動の一環として、フランスのアスベスト禁止措置を世界貿易機関(WTO)に提訴したカナダ政府に対する抗議文を採択し、カナダ大使館に届けたいと思います。

11.6集会を契機に、国際的な情報収集・連携を一層強化させていきます。国際的なアスベスト産業が市場として狙っているアジアに対する情報の発信も重要です。

3. アスベスト禁止の実現に向けた取り組み

イギリス、EUにおける動きを最大限活かしながら、日本におけるアスベスト禁止の早期実現に向けた

取り組みを強化します。

そのために、関係諸団体、政治家、政党等に働きかけ、その実現方法を含めた合意の形成を急ぐ必要があります。1997年度活動報告の「B. 日本における状況」で述べたように、私たちが1997年に作成した石綿の規制等に関する法律案（これは厚生省を所轄官庁とした案でした）は廃案とされてしまったわけですが、現時点において、相対的に時間がかからず実現可能性があり、しかも効果がある方法のひとつとしては、労働安全衛生法施行令第16条を改正して、「製造、輸入、譲渡、提供、使用を禁止」される（労働安全衛生法第55条、試験研究のための場合は一定の要件のもとで可能）物質として、クロシドライト、アモサイト、クリノタイルを追加するか、クリノタイルを含めたすべての石綿（アスベスト）とすることが考えられます。

例外規定を設けるかどうか、その範囲をどうするかということも含めて、早急な合意の形成と強力な働きかけが必要です。

ヨーロッパ諸国の経験はその点でも役立たせることができます。

4. 宣伝・広報活動

日本におけるアスベスト禁止の早期実現のために宣伝・広報活動に力を入れていきます。石綿対策全国連絡会議のホームページを早期に立ちあげ、国内での取り組みのほか、最新の国際情勢を逐次紹介できるようにしていきます。

5. 行政・業界等への働きかけ

日本におけるアスベスト禁止の早期実現を焦点にしながらいながら、既存建築物等に使用されているアスベスト対策、アスベスト曝露作業に従事する労働者の健康確保の一層の徹底等の実現のため、関係省庁への働きかけを強化します。

また、地方自治体やノンアスベスト製品を製造する関係業界等に対する働きかけを行っていきます。

6. 被災者、市民団体等の取り組みの支援

全国各地におけるアスベスト被災者の支援、市民団体等の取り組みを引き続き支援していきます。

7. 組織の強化・拡大

石綿対策全国連絡会議の組織拡大・強化を図っていきます。また、アスベスト規制法制定をめざす会との組織的整理を含め、組織運営のあり方についても検討し、会員各位の運動の強化と石綿対策全国連絡会議の活性化を図っていきます。

8. 会費等について

会費は、従来どおり団体会員の中央単産等が年間10,000円、その他団体会員は年間5,000円、個人会員は年間2,000円とします。会費には「アスベスト対策情報」1部の代金を含みます。

シンポジウムおよび集会の参加費については、年2回以上行う場合は、2回目以降は500円とします。

1998年度役員体制

代表委員	加藤 忠由	(全建総連委員長)
	佐藤 晴男	(自治労副委員長)
	富山 洋子	(日本消費者連盟運営委員長)
	広瀬 弘忠	(東京女子大学教授)
事務局長	古谷 杉郎	(全国安全センター)
同次長	老田 靖雄	(全建総連)
	草野 義男	(全港湾)
	永倉 冬史	(アスベスト根絶ネットワーク)
運営委員	岩本 伸一	(自治労)
	島 修身	(日教組)
	野沢 実	(全造船機械)
	後藤 象次郎	(全建総連)
	高橋 厚子	(日本消費者連盟)
	西田 隆重	(神奈川労災職業病センター)
	鈴木 剛	(全国じん肺弁護団連絡会議)
	信太 忠二	(個人)
会計監査	仁木 由紀子	(個人)
	平野 敏夫	(東京東部労災職業病センター)



11月9日カナダ大使館への申し入れの後、大使館入り口で記念撮影